



社会福祉法人愛泉会 グループホーム世話人、生活支援員の募集にあたり（１）

～グループホームについて～

少子高齢化による人手不足の中、職員を募集してもなかなか応募いただけない状況が続いています。職場見学会、職場体験などを行いたいのですが、コロナ禍の中では、開催もままならない状況です。より多くの方に、事業所を知っていただくために、ホームページ上での「ミニ事業所見学会・説明会」を企画してみました。今回は、グループホームそしてそこで働く職員の業務内容等を、3回に分け紹介させていただきます。

障がい者グループホームとは

グループホームは、障がいのある方々が地域の中での普通の暮らし、主体的な暮らしを実現するために平成元年に制度化された「暮らしの場」です。当初は、就労されていた方々を対象に400名でスタートしましたが、重い障がいのある方もホームで生活するようになり、制度開始から30年、現在では、施設入所者を超える15万人がホームで生活しています。

住まいの形態は、様々でアパートや戸建て住宅をお借りし生活するホームもあれば、利用者に合わせてホームを建てて、運営を行なうホームもあり、建物の大きさ、部屋数等に合わせ5～10人程度の少人数で生活しています。

グループホームの職員について

グループホームを運営する場合、管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人の配置が必要です。

（それぞれの役割、業務とは）

①管理者

- ・ホームの従業者及び業務の管理。

②サービス管理責任者

- ・入居者の個別支援計画の作成や、従業者の技術指導等サービス内容の管理等。
- ・一定の資格や職務経験を持った者が研修を受けなければなりません。

③世話人

- ・食事提供や、健康管理の援助や日常生活に必要な相談援助を行う。

④生活支援員（介護サービス包括型のみ必要）

- ・食事や入浴・排泄等、日常生活上の直接支援を行う。

※世話人、生活支援員になるための、資格などの特別な条件はありませんが、それぞれが担う業務を適切かつ円滑に行うための知識や経験、熱意があることが望まれます。

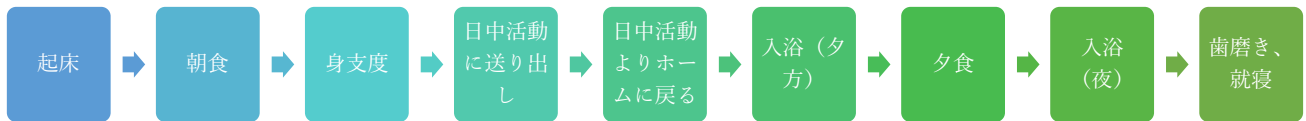
愛泉会のグループホームについて

愛泉会では、入所施設向陽園で生活する方々に地域の中で生活していただくため、平成13年度からグループホームの取り組みを開始しました。当初は、バックアップ等の必要性から山形市南西部に開設してきましたが、できるだけ住み慣れた場所の近くで生活したいという、入居者、そしてご家族の要望もあり、上山市、天童市、中山町にもホームを開設しました。現在15カ所のホームで100名を超える方々の支援を行っています。

愛泉会のホームの特徴は、住まいの形の多様さ。居室については、全室個室にしていますが、他者とのコミュニケーションが苦手な方もいらっしゃるので、1K型のホームを開設しています。

入居する方々は、知的障がいのある方々が多く、また高齢の方、支援度の高い方も多くあります。医療面での配慮、支援も必要なため、看護師、看護職員等も配置しています。

グループホームを利用の方の一日の過ごし方（平日）



* 平日のグループホーム利用者は、日中の障がい福祉サービス（例：デイサービス）に通います。



山形市内
グループホーム（平屋）



山形市内
グループホーム
（1Kアパートタイプ）

